

出席停止の扱いについて

日頃より本校の教育活動に対し、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、学校では子供たちが集団生活をする中で、特に感染力の高い病気になったときには、まず病気を治すことに専念することが大切なため、「出席停止」という扱いをします。本人だけでなく学級全体の子供たちに感染させてしまうことを予防する意味も含まれ、欠席とはなりません。

＜出席停止になる感染症＞

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、髄膜炎菌性髄膜炎、結核、流行性角結膜炎、感染性胃腸炎（ノロ、ロタなど）、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、带状疱疹 など

○ 出席停止の手順 ○

- 1 病気にかかわる医師の診断
- 2 学校に連絡 …… → この時点で出席停止といたします。
- 3 自宅にて療養 …… → 完治
- 4 医師による診断・登校の許可 …… → 学校に一報
- 5 下記「登校連絡票」を持参し、登校

病院からの「診断書」等の文書を提出していただく必要はありません。
下記「登校連絡票」に、保護者の方が記入し、登校する際に学校へご提出ください。

※学校ホームページからダウンロードしてご使用いただくこともできます。

江東区立東砂小学校

出席停止にかかわる 登校連絡票

疾病名： _____ のため、出席停止となっていましたが、完治し、医師より登校の許可が
出ましたので登校いたします。

出席停止期間： _____ 月 _____ 日 () ~ _____ 月 _____ 日 ()

_____ 年 _____ 組 児童氏名

保護者氏名 _____

※ 保護者の方が記入し、登校する際に学校へご提出ください。